

(96)

ハ) エステル価 第5表

| 樹令 | 伐採直後(a) | 6ヶ月放置後(b) | 増加率($\frac{b-a}{a} \times 100$) |
|------|---------|-----------|-----------------------------------|
| 15年生 | 168.41 | 196.37 | 16.61 |
| 30 " | 91.18 | 117.57 | 28.96 |
| 60 " | 82.82 | 93.47 | 12.90 |

ニ) 沃素価 第6表

| 樹令 | 伐採直後(a) | 6ヶ月放置後(b) | 減り率($\frac{a-b}{a} \times 100$) |
|------|---------|-----------|-----------------------------------|
| 15年生 | 156.90 | 111.67 | 28.15 |
| 30 " | 180.66 | 137.54 | 23.87 |
| 60 " | 186.21 | 143.25 | 23.07 |

感する。

結論

パルプ用材としての赤松の15年生、30年生、60年生材を6ヶ月乾枯するにエステル抽出量、酸価及沃素価は減少し酸価、エステル価は増加する結果を得た。従つて6ヶ月乾枯でさえも樹脂量の減少はもとより安定な状態の樹脂となりパルプ製造の際に発生する樹脂障害を軽減させるに必要不可欠の出来ぬものである事を確認した。

1) 昭和26年産林学大会講演集

エステル価は樹令別には放置前後共に幼令木が大きな値を示し、中性油脂に富み6ヶ月乾枯によつて増大した値となつている。

樹令及乾枯期間の増加に依り老令木が大きな値を示す。これは酸価の減少と同じく樹脂分の酸化重合に依るものと考へられ、乾枯により樹脂は安定な状態となり粘度等大いに

佐賀県黒潮地区の地這地の現況と対策について

佐賀県庁 崎田善七

1. 地這地の現況

本地這地は伊万里湾の東北海岸に位する黒塩地帯であつて明治42年8月に発生し再来激濃な地這活動を続けている。地這地面積は5/町7反歩であるが隣接する被害地域を加へると約160町歩に達し略馬蹄形の輪廓の中に分布している。大体の地形は南向きにして伊万里湾に面して5度乃至15度の傾斜をなし、第三紀層に属し地質は泥岩直岩を主としているが沿岸近いところに黒色の断層粘土が露はれ水が滲み出して居り又一部に砂岩が露出している。地表層はこれら岩石の風化生成に依る粘土質土壤で深い。水分を含むと強粘土化し乾燥すれば堅く固結して膨張を生じ易い。

(1) 地這活動、海岸から約1キロ北方に当る旧人見岳(標高約100米)の

附近を地氈地の頭としてかなり深く全体が歪に向つて変動し現在は人見岳の歪を認めない。その附近の高さは凡そ60米位と推定されるので人見岳は約40米位低くなつてゐる様である。当初は陥没地氈と変動地氈の二つが組合わさつていた様であるが現段階では地氈活動も極めて緩慢で変動型の傾向を多分に持つてゐる。地氈面(地氈に依つて生じた崖)は比較的小さく巾10~30米高さ4~10米内外程度のものが旧人見岳の周辺地帯とⅢ地区の陸線に僅かに見受けられる。又地内には地氈の方向と略直角に板状体が重なり合つてゐる。此れは山腹の上の方からの押に依つて生じた現象であると思料せられる。

地上地内にはところどころに凹地が形成され水溜りが出来て自然の溜池をなしている。その数は大小合せて22個に達している。又沼と沼との間は湿地帯をなし降雨時には水溜りが出来る。湧水及溪流も完全な流路を有せず何れも地下滲透水源となつて直接地氈運動に大きな役割を演じてゐるものと考へられる。

- (四) 林況 本地氈地の大部分は森林にして約15,000石の蓄積を有する。内Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ地区は樹令20-35年生の雑木林でⅣ地区は主として天然生の松林で樹令は20年前後である。地味がよく林木の生長は良好であるが板状体が液状に重なりあい、且沼沢湿地等の為徒歩も容易でなく恰もジャングル地帯を思はしむるものがある。

2. 対策

本地氈地の発生によつて農墾部落は倒壊家屋22戸を始め、耕地の大部分を失つて零細農家に転落してゐるが之が再建の道は一に本地域を総合的に開発して土地の経済的利用を計る以外にはない。その為には地氈活動そのものを人為的にとりとめると言ふ事よりも「どうすれば上りながら生産的に利用されるか」と云う事に帰着する。此の見地から早急実施すべき主な事項は次の通りである。

(イ) 地氈地内に就て

(1) 地内の排水工事、(2) 道路の開鑿、(3) 土地の経済的利用を計る。

(ロ) 地氈地外 伊万里湾の干拓推進(説明省略)

(ハ) 開発組合の結成

(1) 地氈地の排水地氈地帯で地下滲透水源となつてゐる沼沢、溪流等に対する排水工事を施行する。之によつて殆んど湿地化した地内の土地を乾燥せしめ利用不能地を生産地化するばかりでなく地氈活動も一層緩慢となる事が期待される。排水の為に掘起すべき排水路は次の通り。

(78)

ア1 排水路—1,550米、ア2 排水路—380米、ア3 排水路—550米、ア4 排水路—200米、総計延長2,680米、而し工事施行上は特に湧水の供給源及び経路等に注意し徹底的に陥没部の水を抜き去ること。又地盤活動も完全には停止していないから石積工やコンクリート等の如き固定工事を避け取敢ず堰開と堰開面保護の爲編柵工、張芝工程までに止める。

(2) 道路の開墾地内の森林面積は49町9反歩にして蓄積約15,000石に達しているが搬出路を有せず加ふるに林地の多くは叢状の凸凹を生じているので殆んど利用されず稚木林のまま放置されている。更に将来の開墾等を考慮して速かに林道約1,500米、農道2,000米の開墾を必要とする。

(3) 土地の経済的利用

(a) 森林の合理的利用を計ること。

(1) 森林は本地域の北辺地帯(Ⅳ地区)に止める。

(2) 伐期を短伐期とする。松も大径木の用材生産を対象とせず20〜25年伐期で抗木或は燃料生産を対象とする。薪炭林の伐期も20年以下とする。

(b) 地内の水田は速に耕作に切替る。

(c) 地盤によって生じた崖及亀裂縁等には茶、山茶花、橘等の特用樹を採育する。

(d) Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ地区は開墾して果樹栽培用地に供する。

(ハ) 開発組合の結成については本地域は近藤興平外154名の所有に属しているが永年に亘る地盤活動によって地表面の変動が著しくそのため土地の所有区分が全々不明となっている。そこで現段階では所有区分をつけるための土地の分割は行はず土地台帳による各々の地目、面積及其の他の因子を調査して一定の評価額を定め、それを出資額とする全土地所有者による出資組合を結成せしめる。而て以上述べ来た事項は一切本組合の事業として総合的に開発実施せしめたいと考へる。かくする事によって救済困難した罹災地の農民に再建の明るい希望と奮起心を喚起せしむることが出来ると確信する次第である。

魚塩地と地況図

N
4

| 凡 例 | |
|-----|------------|
| ↓ | 地況活動の方向 |
| | 排水路 |
| ▨ | 湿地 |
| ▩ | 沼 (自然に出来た) |
| 〰 | 板状体 (敵) |
| 〰 | 地況 |

